

第五十五回国会 建設委員会 議 録 第二十一号

昭和四十二年七月五日(水曜日) 午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 森下 國雄君

理事 木村 武雄君

理事 砂原 格君

理事 廣瀬 正雄君

理事 岡本 隆一君

天野 光晴君

池田 清志君

佐藤 孝行君

谷垣 專一君

早稲田 博君

井上 普方君

工藤 良平君

福岡 義登君

小川 新一郎君

出席國務大臣

國務 大臣 西村 英一君

出席政府委員

近畿圏整備本部 次長 上田 稔君

中部圏開発整備本部 次長 國宗 正義君

通商産業省公益事業局長 安達 次郎君

建設政務次官 澁谷 直藏君

建設省河川局長 古賀 雷四郎君

委員外の出席者

専門員 熊本 政晴君

七月三日

元近衛師團司令部建物の保存に関する請願(原健三郎君紹介)(第二二七四号)

同外四件(加藤常太郎君紹介)(第二三四五号)

主要地方道大口、出水線等の改良に関する請願

第一類第十二号

建設委員会議録第二十一号

昭和四十二年七月五日

(池田清志君紹介)(第二二七七号) は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

委員派遣承認申請に関する件

近畿圏の保全区域の整備に関する法律案(内閣提出第一一六号)

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案(内閣提出第一一七号)

○森下委員長 これより会議を開きます。

近畿圏の保全区域の整備に関する法律案、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案、右両案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。谷垣 專一君。

○谷垣委員 いま問題になっております近畿圏の保全区域の整備につきまして法律並びに中部圏のこれらの関係の法律につきまして質問いたしたいと思っておりますが、ことに近畿圏の中で最近におきまして異常な事態が発生いたしております。これは都市近郊にとどまりません。河川全体の問題でございますけれども、ことに近畿圏の問題を議論いたします場合には、あの地域の諸君の非常な不安な感情をもちましておりますので、近畿圏の保全区域に關しまして法律を審議いたします際に、ぜひともこの問題について触れておさざるを得ないのであります。

案件は、去る二日の日に、由良川の上流にござりまするところの関西電力の設けました発電用のダム、およそ毎時五千七百キロの発電能力を持ちますダムが決壊をいたしました。しかも非常に皮肉なことに、六月二十六日に監督官庁であります通

産並びに建設両省の検査が行なわれております。そして七月一日に、内部的な問題であろうかと思っておりますが完工式が行なわれておる。その二日の日に、たいした雨が降ったものではございません。私の調べたところによりますと、朝来約二十ミリの降雨があった。前夜の雨を入れましたも三十ミリでございます。その雨量でございますが、そのような雨量でございますのかかわりなく、その新しいダムが、四枚ありますゲートの一つであります第三ゲートが吹っ飛んでしまった。そのために五百万トン以上のためられまして水が一挙に奔流となつて流れていった。不幸中の幸いと申しますか、当時、日曜日でありまして、雨模様で天候でございましたために、通常はもっと多くの川遊びに来る釣り人の諸君がいるにもかかわらず、当日はわりあい少なかった。そのために被害が一人の死亡者を出した程度にとどまっておりますけれども、これがもし通常の状態でございますならば、非常な悲惨な災害を引き起こしたことは予想するにたかくございませぬ。

そこで、ことに私たちのささやかな知恵ではわからないのでありますが、従来このようなダムの決壊が一体あったのかどうかという点が一つ問題になります。私はまだこんな決壊の事例がないように記憶をいたしておるのでありますが、しかも現実にはみな注意をされて竣工して、そして検査が両省の手によって行なわれたその直後にこのような予想しない事例が起きておる。したがってまして、単に不幸中の幸いと申しますか、人命の損傷等が非常に少なかったからといってこの問題を小さく見るわけにまいりませぬ。わが国の、ダムをどうぞと構築していかうというふうな状況のもとにおいて一体これはどういふような意味を持つのか、沿岸の住民も非常に不安におちいっております。私のところにも続々手紙その他で衷情を訴

えてまいってきておりますが、一体これはどういふことであるか。まず第一にこの起きました事件の概要と、それによって当面の問題として措置されたいことをお聞きいたしたいと思ひます。

○古賀政府委員 御指摘のとおり非常に残念な事故でございます。現在までアースダム等の決壊という問題は若干ありましたが、かようなゲートの流失による事故というものは今回が初めてでございます。こういうゲートが流れるということは下流の住民の方に非常に不安感を与えますので、われわれとしては、今後水事情とか洪水対策としていろいろダムをつくっていかねばいかぬ段階におきまして、かような問題が起きたことは非常に残念しく存じております。したがって、われわれとしては、急遽第三者による調査委員会を設けて具体的な原因の究明をはかっていきたいというふうに考えておりますが、とりあえずこの事故の報告を申し上げたいと思ひます。

場所は由良川水系の京都府船井郡和知町地先の関西電力株式会社和知発電所の取り入れダムでございます。

事故の発生日時は昭和四十二年七月二日の十一時十五分。

事故の内容は、水門が四門ござりますが、そのうち左から数えて三号ゲートの事故でございます。第三号ゲート、寸法は、高さ十二メートル、幅九メートル、型式テンターゲート、製作会社名株式会社日立造船所の第三ゲートが転倒いたしました。テンターゲートと申しますのは、ある一つの軸をもちましてこう回転するゲートでございます。あとで詳細図面で御報告したいと思ひますが、この事故のさらに詳細のことを申し上げますと、七月二日の十一時、和知ダムは第三ゲートを約三十センチ開きまして、流入量約二十トンを

放流しておりました。ところがじんかいがたまりましたので、じんかいを処理するため第三号ゲートを締めまして、第四号ゲートの流茶ゲートというのがありますが、その流茶ゲートの操作に入りましたときに、第三号ゲートがダム直下流に崩落したという事情でございます。その結果、ダムはほぼ満水に近い状態でございます。ダムから毎秒約五百トンの放流が行なわれました。

事故対策といたしましては、事故発生に伴いまして、下流緩衝部、福知山市等の由良川沿岸に警報車を出しまして警告を実施しまして避難を促しております。残念ながら二人ほどその放流によりまして流されまして、一人の方がとうとう人命を失われたというような残念なことになっております。それに関しまして、近畿地建、関西電力、日立造船等は、現地において事故原因等の調査を実施しております。先ほど申し上げましたように、非常に重大な事故でございます。これが与える影響は非常に重大だと考えております。これが、第三者による事故原因の究明を行なうように、きのう事故調査委員会を設置いたしました。

事故調査委員会はあとで申し上げますが、なお、事故に関連しまして、和知ダムの諸元あるいは河川法の処分の経緯等につきまして簡単に申し上げます。

諸元は、ダムの高さが二十五・二メートル、長さ四百四十四メートル、コンクリートの体積は二万四千二百立方メートルでございます。そのダムの上に設けられましたゲートは高さ十二メートルで幅九メートルのもの三門、これが一号から三号ゲートまででございます。それから高さ二メートル、幅四メートルの流茶ゲートつき高さ十二メートル、幅九メートルのもの一門でございます。これは先ほど申し上げましたゲートの中に切り欠きが高さ二メートル、幅四メートルでつくつてありまして、そこから流れ寄せられましたじんかいを捨てるようになっております。貯水池は、有効貯水容量二百八万六千トン、総貯水容量五百二十万トンであります。その地点の計画洪水

流量は二千六百四十トン毎秒でございます。なお参考のために申し上げますと、その付近におけるところの無害流量は約三百トンと想定されます。

それから河川法の処分の経緯でございますが、昭和三十六年の三月一日に関西電力より当時の河川管理者であります京都府知事あて発電水利使用に関する流水占用及び工作物設置の許可申請書が提出されております。これは旧河川法十七条及び十八条に基づく措置でございます。四十年六月九日に府知事より同申請書に基づき建設大臣あて認可申請がございまして、十二月十三日に大臣が認可を京都府知事あてやっております。十二月十七日に京都府知事が申請書によって許可いたしました。なお四十二年四月一日由良川は一級河川となりまして、河川管理者は建設大臣となっております。同日付で地方建設局長等河川管理事務専決規程が施行されまして、ダム竣工検査の権限を地方建設局長に専決させるということにきめられております。これは新河川法三十条の検査でございます。それから四十二年五月三十日に関西電力からダムの竣工検査の申請があつております。先ほど申し上げました法三十条の検査であります。それから四十二年六月二十二日に竣工検査官を命じておりまして、松村和歌山工務事務所長を任命いたしました。六月二十六日に松村検査官が現地へ検査を完了いたしました。完成検査終了を確認し、完成検査終了書というものを交付いたしました。ただし七月二日現在におきまして地建局長の合格書はまだ未交付でございます。なお同日付で、後ほど説明があるかと思っておりますが、電気事業法の現地検査を完了しております。なお参考のために申し上げますが、四十二年五月十九日にダム操作規程の承認申請が、河川法四十七条に基づいて提出されております。同年六月二十二日日本省に操作規程の承認申請が到達いたしました。六月二十八日操作規程の承認を地建局長に与えておりますが、関西電力には地建局長からまだ未交付でございます。

それからのなほ、ダム及びゲートの契約等の経緯

について簡単に御報告いたします。

四十一年の二月十九日知ダム本体工事を株式会社森本組と関西電力が契約いたしました。その間の工期は昭和四十一年二月十九日から四十二年九月三十日までとなっております。これは主として土木工事に類するもの契約でございます。それから四十二年八月九日にゲート製作、据えつけ工事を株式会社日立造船所と関西電力が契約いたしました。工期は昭和四十一年八月九日から昭和四十二年七月三十一日までとなっております。なおその後ゲートにつきましては昭和四十一年の十二月にゲート据着部の工場検査を完了し、四十一年の二月から四月にかけて、いわゆる扇型になりました扇体の戸当たりの工場検査を完了いたしました。第三号ゲートはちなみに四月七日に工場検査を完了しております。それから四十二年三月十日から三月二十日までゲート締着金物の現場据えつけを実施し、据えつけ検査は関西電力と知ダム建設所長が実施いたしました。四十二年四月に扇体ゲート部分でございます。それと巻き揚げ機の現場据えつけ検査を完了いたしました。それから四十二年六月二十五日にゲートの現場無荷重試験を完了いたしました。検査官は関西電力建設所長、それから立ち会い者は――立ち会い者というのはちよつとおかしいのですが、日立造船所の大崎勝久という方が検査を受けられております。それから六月二十六日に先ほど申し上げました完成検査を完了しております。それから四十二年六月三十日にゲートの有荷重試験続行中でございます。ダム本体について請負契約上の完成検査はまだ終わっておりません。それからダム本体及びゲートについて関西電力は請負業者より契約上の引き渡しをまだ受けておりません。

なお、参考のために申し上げますと、契約書記の引き渡し条項は次のようでございます。ダム本体につきましては、引き渡しは監督官庁の検査及び使用認可を受けた後に行なう。ゲートは、関西電力の指示する各試験の完了をまつて工事全

般の竣工とみなし引き渡しを行なうという契約条件になっております。

それから、和知ダムの事故技術調査委員会はきのうの夕刻大体委員の選定を終わりました。通産省ともよく打ち合わせしまして、委員長に京都大学教授の矢野勝正先生、これは土木の担当でございます。それから島田次郎というお方ですが、京都大学の教授で、これは機械の専門のお方でございます。それから芦田和男というお方ですが、これは京都大学の防災研究所教授で、水利関係を担当されております。それから中川博次というお方で、同じく京都大学の防災研究所の助教授でございます。なお、これはゲート専門のお方でございます。なお、近畿地建の河川部長それから企画室長を加えて、さらに川村幸司土木研究所のダム水利研究室長、中野俊次機械研究室長、それから通産省から井上力氏、通産省の大坂通産局公益事業部長、千秋信一電力中央研究所水利研究室長、それから林正夫電力中央研究所構造研究室長というような技術調査委員会をきのう発足いたしました。それで、きょう七月五日十時に第一回の打ち合わせを地建の技術事務所で行なう予定にいたしております。

この打ち合わせの内容としましては、事故の詳細の報告並びに設計の詳細の説明、それから、考えられる原因がどういふところにあるか、その原因の討議をやる。それから調査の方針を決定したい。それから、特に引き揚げにつきまして、事故の原因となる部分が損傷を受けまいように引き揚げの方法をいろいろ検討する予定にいたしております。ただいまさような事故の状態でございます。ここでちよつと図面で説明いたしますが、おわかりになりますか。――これがいわゆるゲートの三本足があるんですが、これがゲートになって、これが回転してこういふぐあいになったり下がったりして、このダムの床から水を流したりとめたりするわけでございます。水路はこういふぐ

あいに入ります。それで、高さで十二メートルと申しますのは、これからこれまでが十二メートルでございます。

それから、これは平面図を書いてございまして、これがセンターゲートのこの面に属する部分でございます。それで、これを平面図に書いたのがこの図でございます。おわかりになると思えますが、これはこの柱でございます。ここにアンカーのボックス・ゲーターがございまして、これがこれによってコンクリートの中に嵌着されております。これだけボックス・ゲーターが出ておりました。これにピンでかように連結されているというふうなことになります。今度のこわれたところは、この赤をしるしてありますが、これからこっちは全部ゲート部分が流されて、これから言えば、ここからアンカーのボックス・ゲーターの点はしっかりとっておりますが、これから先が全部やられているということになっております。

それからなお、これは詳細に書いた図面でございますが、これはいまのボックス・ゲーターのところですが、このこわれたところは、これがアンカーのピンが入ったところでございます。これから上が全部飛んで、ここにシンプレートが入っております。これで調節をやるようになっております。これが斜めに入っているシンプレートになっております。これから上が全部やられている。ここで言えば、これから上が全部飛んでいるということになっております。

以上、簡単に事故報告を申し上げます。  
○谷垣委員 事故調査委員会がすでに発足したわけですから、そこではどのような問題は当然に厳密に詳細に検討を期待していただいております。これはぜひひとつはつきりしていただかないと今後のが国のダム建設に非常に大きな問題がございまして、ぜひひとつ正確に厳密に調査を結論づけたいと思っております。

沿岸の諸君のいまこの事件を受けました気持ちの端的に申しますと、一体河川の管理をしてある、あるいは発電の監督官庁である通産省並びに建

設両省が完工検査をして、その直後にこういうことが起きておる。一体完工検査というものはどうだけ信頼していいのか。一体官庁の監督並びに検査というものはどうなっておるんだという端的な疑問であります。不信であります。これはいろいろと完工検査ができたあととむすかしとかなんとかいうそういうような逃げ口上は許されません。これは許されない事件であると思えます。一体両省でこういう問題に対します検査、監督をどのようにしておるのか。先ほどお話を聞いておる日立造船所の間において、ゲートをつけたら何かする過程にいらしているらしく検査をしておるとい報告を受けました。しかし一体役所の許可なり認可をいたしました場合の検査というものはどういうふうにやっておられるのか。単に工物物ができ上がったあとと完工検査のみにとどまっておるのか。これはいろいろとでも私にははつきりわかりませんが、しろうとで考えてみて、大きなコンクリートダムができておる。それを完工検査としてみたところで、一体ほんとうに検査ができるかどうか、素朴な疑問を持たざるを得ません。一体それがどうなっているかということが一点。

それから住民の諸君の非常な不安感を持っております。もう一つの点は、この事件が起きたあとの関係のとりましたという下流沿岸に對する警告が非常に不十分であったという、あるいはおそかったという非難を持っております。これはもちろん、単に関係の問題ではなく、監督をいたしておられる建設省、あるいはまた防災の任に当たっておられる警察当局等の組織の問題でもあろうかと思えますが、この問題は少し私はおきまして、最初にお尋ねいたしました官庁の完工検査、一体こういうような工物物に対してどのよう

な監督をされておるのか。すでに新聞でもいっておりますように、河川法の規定いたしておるところによりまして、完工検査の正式な合格後でなければ当該工物物を使用してはならないというこ

とになっておる。ところが、すでにこれは水をためて満水の状況にいたしておる。新聞の報道によりますと、建設省は、これは厳密にいうと河川法の違反になるかもしれぬけれども、すでにそういうような慣行としてそういうことが認められておるのだからこれは別に河川法違反という問題には当たらないというふうなことを言っておるやに新聞紙が伝えております。それはともかくとして、完工検査なり、つまりこれだけ重要な工物物に対する官庁の監督並びにそれを受けるこういうふうな公共事業をやっておる関係その他の諸君が、河川法の指摘しておるところをそのまま守らないという状況が慣例的に行なわれておるのではないかと、何かその間に一本きぎが抜けておるのではないかと、この疑問を私たちが持たざるを得ないという問題が起きておる。一体そういうふうなことで、ほんとうに許可なり認可をいたします場合の監督が行なわれておるのかどうか。沿岸住民の諸君は、通産省なり建設省なりの十分なる監督があるというに信頼をしておるのであります。私はどちらに責任があるかという責任論、関電に責任があるのかあるいは官庁に責任があるのか、その責任論をここで展開しておるではありません。これは両方に責任があることではございません。これは、少なくとも沿岸の諸君は監督官庁の検査なり監督というのに対して信頼をしておる。それがみごとに裏切られておるのがこの現実でありまして、これはもう技術上やむを得ないんだと思われぬような非常な超自然的な原因があったとは思われぬような先ほどの雨量であり、また何回も何回もこれと同じようなダムがつくられておる。すでに私たちが経験を持っておるものでありますから、その点がいかに私たちが不可解であります。その点に關します建設省と通産省両当局の御説明なりあるいは回答を求めたいと思っております。

○古賀政府委員 ダム並びに水門につきましては、それぞれ設計基準がございまして、特にダムにつきましては大ダム会議がつくりましたダム設計基準、並びに水門につきましては水門鉄骨協会の水門鉄骨技術基準というのがございまして、それによつて設計、製作、据えつけが現在まで行なわれてきておるわけでございます。材料の安全率等につきましても四程度を確保することになっております。したがって、その設計とおりに行なわれておれば十分安全な構造となっております。特に材質その他の問題につきまして完工検査のにおりにそれらに關する資料の提出を求めて、さらに重要な部分における特にたとえばピンのところの問題とか、そういう材料質におけるレントゲン写真等の提出を求めて完全に検査する必要があるのじやないかというふうに、今回の事故にかんがみ反省しております。したがって、先ほど申されました完工検査の責任の問題と、それと今回の事故にかんがみ検査項目の内容と、検査の今後のあり方の問題につきまして、ただいま検討をいたしておるわけでございます。

○谷垣委員 この完工検査以外に、建設省のほうでこの完工検査以外の検査というものはやっておられるのですか。

○古賀政府委員 ダムは非常に地盤が大事でございますので、岩盤検査というのを行なっております。

○谷垣委員 通産省のほうの答弁を……  
○安達政府委員 お答えいたします。水力発電設備の一部としてのダムにつきましては、その新設なり変更の際には工事計画の認可を必要といたします。それで、電気工物物を使用する場合には使用前検査、幾段階かのその工程、これは省令で定められております。その省令で定められた工程に依つた使用前検査に合格しなければ使つてはいかぬということ、その検査につきましては、資格を定められた電気工物物検査官が担当して検査するようになっております。電気事業法によるこの検査合格の基準をいたしましては、認可を受けた工事計画に従つて行なわれているものであるというこの確認、通産省令で定

めた技術基準に適合するものであるということの確認、この二つが法律上定められている合格の基準でございます。この、たゞいま建設省から御説明のありましたいろいろな技術基準、これは発電用ダム、電気事業法の系列におきましては、発電用電力設備に関する技術基準を定める省令というもので、及びその細目を定める告示というので、この水力ダムあるいはそういうゲートなりそういう部分についてのいろいろな技術基準が定められております。

それで、たゞいまの問題になりました六月二十六日の検査、これは電気事業法の系列におきましては、この各省令で定められた工程として、岩盤検査とそれからダムの形態検査、それはダムの規模によりまして工事の半分あるいは三分の一、あるいは三分の二という過程がございしますが、このダムの本体の形態検査、それから六月二十六日に行ないましたような水をためる場合の漏水検査、それ以外に圧力導水路の貫通検査、あるいは地下に埋設する埋設水圧管路を据えつけようとするときの検査、これらが全部終わりました、あとそれ以外に電気まわりの、電気関係の設備等の検査が終わりましたならばすべての工事完了ということ、普通私たちは竣工検査と言っておりますが、今後竣工検査の段階があるわけでございますが、漏水検査の内容はあまり詳細になりませんので省略いたします。

○谷垣委員 私の疑問といたしております点は、どうもこの検査、あるいはその監督上なされるところのこれらの検査が、どこか手抜きがあるのじゃないか。手抜きということは少し表現が十分でございせんが、関電なりその他の諸君の技術陣営というものを信頼するあまり、わりあいにその検査なり監督の点において何となく不十分になっておる。本来その法律の規定されておる通りに行なわれておるのかどうか、その問題であります。こういう工作物はなかなか検査がむずかしいという点はあるかと思ひますけれども、もしも本来持つておる困難さのために不十分であった

という事になれば、これは今後の検査その他のやり方を変えていただかなければならぬ。それから、もしもその検査において、従来のとおり行なわれているが、それは形式的であつて、その間に監督上法律の規定しておるような完全な検査が行なわれていないということになれば、これは監督官庁としての怠慢と申しますか、そのせしりを免れない、こういう問題になると思ひます。これも事故調査委員会の結果がはっきりしてこないけれども、この二点について、今度の事案についてどうしようとお考えになるか、建設省のほうからひとつお答えを願ひたい。

○古賀政府委員 完工検査のあり方の問題でございますが、現在までは、大体竣工してから後に完工検査をやつておるわけでございます。したがいまして、そういう時期に、完全に内容的に把握できる検査というものがむずかしいのではないかと申して、先ほど申し上げましたとおり資料の提出、いわゆる関電と日立造船との間に、ピン構造ならピン構造の検査をした結果のチェックができるような資料の提出とか、そういう問題もあわせて検討しまして、検査の完全性をひとつ期したいというふうに考えておりますし、先ほど御指摘の、若干形式的に流れたんじゃないかという点は、確かにいままでテンターゲートの事故というものも全然ございせんませんでした。したがいまして、テンターゲートの安全性については、われわれ自身もかなり安心したきらいがあるのじゃないか、そういうこともわれわれとしては反省しなければならぬとたゞいま考えております。また、先ほど申し上げました完全な完工検査をやるためにはどうすればいいかという事は、今後事故調査の結果にまらまして、ひとつ検査項目の追加なり検査の内容のあり方なり、そういうものを具体的に討議してまいりたいというふうに考えております。

○谷垣委員 すでに事故調査委員会が設置されました、そこで厳密に原因が探求されるわけでありますので、その点に關しましては私はこれ以上の質問はいたしません。ただ、これはわが国の今後のダム構築の上に非常に大きな問題だと思ひます。したがいまして、この原因究明がたいまいになるようなことのないように、ぜひひとつ皆さんははっきりした結論を出していただきたい。もしも検査の方法が不十分であるならば、それを改めていただきたい。それからまた、形式に流れて、現在の法律の規定しておることが十分行なわれないうことであるならば、それはそれとして、その点について改めていただかなければならぬ。要するに、これは今後のダム構築に非常に大きな問題ですから、結論をはっきりさせていただきたい。私たちが、皆さんのそういうような結論を出していただくことを期待し、またそれに対して注意を払いたいと考えております。

そのほかに、地元の諸君に對します今後のいろいろな問題、あるいは関電当局の責任の問題があると思ひますが、きょうは関電当局が出てきておられるので、私はこの点については触れませぬ。すべて、今後の事故調査委員会の結論をはつきりさせて、行政官庁としての監督の立場をもう一回整理をしていただくことを強く希望いたします。

○森下委員長 岡本隆一君。  
○岡本(隆)委員 実は私、このダムが決壊いたしました約一時間半前に現地を通つております。行きがけは由良川のダムのところをすつと通りました。帰りにその反対側を通つて国道九号線に出たものでありますから……この事故は、帰りのときに橋立へ参りまして、ダムのところを通つて、十一時十五分、ちょうど決壊した時間に橋立に着いておるのです。だから、帰りにも来た道を通れば、その決壊の事故を見て歸つておるのですけれども、そのまま私、東京へ歸りましたので、東京でこの事故を聞いて、私も非常な驚きを感じた。その一番の理由は、これは船井郡和知町であ

りますが、ちょうどそのあたりは由良川水系と淀川水系の分水嶺になっておる。背中合わせに日吉町というのがあります。そこにわれわれがいま問題にしておるところの日吉ダムの建設の計画がある。現実には強い反対運動があります。それをうまく何とか説得をいたしまして、淀川の治水のために日吉ダムはどうしても必要だ、だから、どうしてもこれをつくらせてもらわぬと困るということ、よくよく地元を説得いたしました。それで、もう地質調査まで承認させて、この六月に地質調査が終わるといふふうな段階にまでようやく持ち込んだところへこの和地ダムの決壊、ちょうど山一つ隔てた背中合わせにこういうふうなダムの決壊があつた。そのために下流の安全性が非常に脅かされたということになりましたので、これはもう日吉ダムの建設にたいへんな障害が出てきた。せつかくいままでいろいろ苦労して現地を説得してまいりましたのが、これで水泡に帰するのではないかと申して、私は心配しておりました。それだけにこの問題は、われわれとしては慎重に扱わなければならぬ。また政府としても、この事故の究明、また今後の措置としてダムの安全性に絶對的なものはかるということをやつていただかなければならぬ。そういう意味におきましては、これは幸ひ死亡者は一人だけ、被害もわりあいに少なかったからけつこうでございまして、川で水泳をやつておるといふような人もなかつたと思ひますが、これがお天気の日に、子供なんかがたくさん水泳しておる。釣りに出る人も非常に多いといふふうなときにこんな事故が起りましたら、これはたいへん大きな事故になっておつたと私は思ふのです。そういう点で、この事故を、建設省は今後日本のダム建設のための重大な頂門の一針として参考にして、今後検討していただきたい、こういうことを冒頭に私は大臣にお願いをいたしておきたいと思ひます。

そこで、新聞記事を見ますと、この事故の原因について、責任のなすり合いを関電と建設省が

りますが、ちょうどそのあたりは由良川水系と淀川水系の分水嶺になっておる。背中合わせに日吉町というのがあります。そこにわれわれがいま問題にしておるところの日吉ダムの建設の計画がある。現実には強い反対運動があります。それをうまく何とか説得をいたしまして、淀川の治水のために日吉ダムはどうしても必要だ、だから、どうしてもこれをつくらせてもらわぬと困るということ、よくよく地元を説得いたしました。それで、もう地質調査まで承認させて、この六月に地質調査が終わるといふふうな段階にまでようやく持ち込んだところへこの和地ダムの決壊、ちょうど山一つ隔てた背中合わせにこういうふうなダムの決壊があつた。そのために下流の安全性が非常に脅かされたということになりましたので、これはもう日吉ダムの建設にたいへんな障害が出てきた。せつかくいままでいろいろ苦労して現地を説得してまいりましたのが、これで水泡に帰するのではないかと申して、私は心配しておりました。それだけにこの問題は、われわれとしては慎重に扱わなければならぬ。また政府としても、この事故の究明、また今後の措置としてダムの安全性に絶對的なものはかるということをやつていただかなければならぬ。そういう意味におきましては、これは幸ひ死亡者は一人だけ、被害もわりあいに少なかったからけつこうでございまして、川で水泳をやつておるといふような人もなかつたと思ひますが、これがお天気の日に、子供なんかがたくさん水泳しておる。釣りに出る人も非常に多いといふふうなときにこんな事故が起りましたら、これはたいへん大きな事故になっておつたと私は思ふのです。そういう点で、この事故を、建設省は今後日本のダム建設のための重大な頂門の一針として参考にして、今後検討していただきたい、こういうことを冒頭に私は大臣にお願いをいたしておきたいと思ひます。

そこで、新聞記事を見ますと、この事故の原因について、責任のなすり合いを関電と建設省が

りますが、ちょうどそのあたりは由良川水系と淀川水系の分水嶺になっておる。背中合わせに日吉町というのがあります。そこにわれわれがいま問題にしておるところの日吉ダムの建設の計画がある。現実には強い反対運動があります。それをうまく何とか説得をいたしまして、淀川の治水のために日吉ダムはどうしても必要だ、だから、どうしてもこれをつくらせてもらわぬと困るということ、よくよく地元を説得いたしました。それで、もう地質調査まで承認させて、この六月に地質調査が終わるといふふうな段階にまでようやく持ち込んだところへこの和地ダムの決壊、ちょうど山一つ隔てた背中合わせにこういうふうなダムの決壊があつた。そのために下流の安全性が非常に脅かされたということになりましたので、これはもう日吉ダムの建設にたいへんな障害が出てきた。せつかくいままでいろいろ苦労して現地を説得してまいりましたのが、これで水泡に帰するのではないかと申して、私は心配しておりました。それだけにこの問題は、われわれとしては慎重に扱わなければならぬ。また政府としても、この事故の究明、また今後の措置としてダムの安全性に絶對的なものはかるということをやつていただかなければならぬ。そういう意味におきましては、これは幸ひ死亡者は一人だけ、被害もわりあいに少なかったからけつこうでございまして、川で水泳をやつておるといふような人もなかつたと思ひますが、これがお天気の日に、子供なんかがたくさん水泳しておる。釣りに出る人も非常に多いといふふうなときにこんな事故が起りましたら、これはたいへん大きな事故になっておつたと私は思ふのです。そういう点で、この事故を、建設省は今後日本のダム建設のための重大な頂門の一針として参考にして、今後検討していただきたい、こういうことを冒頭に私は大臣にお願いをいたしておきたいと思ひます。

やっておるといふことが書かれておりません。また建設省側では、まだ完工検査について合格の承認書を発行しておらない、その間に関電が洪水を始めたのは少し早過ぎたといふふうな意味の地建の発表がある。そうすると、今度は関電側では、いやもう検査が終わったらしいも水をためているのだ、洪水を始めていたのだ、こういうふうなことで、これは慣例に従ってやっただけで、こういうことでございしますが、ダムが建設されまして、そして完工検査をやる。そうすると、建設省のほうで河川法の三十条に従ったところの、完工したということをはっきり承認して、使つてよろしいという文書を発行されると思うのでありまして、その文書を持たずしてどんどん洪水を始めようとするということが慣例であるかのようにございしますが、事実いままでもそういうことを黙認してこられたのか、こられなかったのか、それをひとつ伺いたいと思います。

○西村国務大臣 技術上の詳しいことは河川局長から申しますが、いま岡本さんが述べられましたように、私もこの事故を非常に重大視しておるのでございします。と申しますのは、従来も地方におきまして、アースダム等の小さなダムをつくつて、ずいぶん昔流れて人家が流出した。そのためにいまいかにすすめても、その河川にダムをつくつて水をたくわえようじゃないかと申つたつて、取り合はないのです。いわんや相当な技術力をもつてやつた関西電力、また相当な技術力を持つておる地方建設局が監査に行き、また通産省も監査をして、そしてしかもこういう事故が起つたといふことは、だれの責任にしてもやはりどこかに大きな欠陥があつたのだと私は思われます。なくなつた方の遺族に対してはまことにお気の毒でございしますが、それとともに非常に重大な事故でございしますので、この機会に徹底的にこの原因を確かめるとともに、将来に向かつての対策を立てたいと思つております。竣工検査に対する慣習等につきましては、河川局長からお答えをいたさせます。

○古賀政府委員 合格書が渡らない前に洪水をやつたのはおかしいじゃないかといふようなお説でございします。従来から水門の検査には工場検査と——工場検査はもちろんでございしますが、それから無荷重試験と有荷重試験をやらなければならぬといふことになっております。荷重をかけた試験というのは、実際問題として水をためることが一つの荷重試験の大きなポイントになるわけです。それで水をためて事故を起こすようだと非常に困るわけでございます。われわれは完工検査の段階におきましては無荷重試験しか実際問題としてできないような状況でございまして、水をためてから事故が起きたのはたいへんなので、荷重試験を今後どういふかぬのじやないかといふことを検討しなければいけません。通常慣例として、大ダムにおきましては竣工前に貯水開始をやるわけでございますが、それはゲートのところまでは到達しないような大きなダムでございまして、ダム本体そのもので受けるような貯水を開始いたします。ところがこのダムは非常に小さいダムでございまして、直接ゲートにためるといふようなことにならぬでございまして、ゲートの荷重試験が行なわれない段階におきまして、そういう荷重を直接かけていくといふ問題点がありまして、われわれもそういう試験方法が実際的に可能であるかどうかといふような問題も検討しなければなりませんし、今後問題が残されているといふふうに考えております。

○岡本(監)委員 これは三十条の規定によるところの完工検査をやつて、そして、それについて新聞の報ずるところによりまして、ダム自体については別にこれといつて問題点はない、しかし下流の護岸の整備が必要である、その整備ができたら使つてよろしい、こういうふうなことを条件として報告が出ておるといふようなことが新聞に報ぜられております。そういうことで、ダムの本体についてはよろしいといふことであれば、荷重試験も何も済んでおつたといふことでなければなら

ないと思つておりますが、その荷重試験はそれではいつやられるのか。また、荷重試験が済んでおらないのに貯水を始めたのは不当だと局長はおっしゃいますが、その完工しておるといふことは、荷重試験も何もかも一切のテストは終わつておるといふことでなければ完工といふことは言えないと思つてございします。その辺が私にはわからないのです。いま局長の言われる、荷重試験を終わらぬうちに洪水を始めたのはけしからぬと言われる意味がわからぬのです。

○古賀政府委員 先ほど申し上げましたように六月二十六日に検査を完了しまして、六月三十日現在ではゲートの有荷重試験を続行中でございます。荷重試験のやり方については、水をためてゲートに直接水圧がかかるような荷重試験なんぞでございます。その辺をどういふかぬにすることがございます。その辺をどういふかぬにすることがございます。その荷重試験が終つて後に請負業者から関西電力が契約上の引き渡しを受けるということになるわけでございます。実際問題として完工検査とその辺の関係が具体的に——ほんとうの完工検査とすれば、完全に荷重試験を終つた後にやるべきだと思つて、そういう荷重試験が実際的に水をためることによつて行なわれるものでございまして、水をためる前には一応機能の検査等を行なうわけでございます。

○岡本(監)委員 荷重試験は水をためることによつて行なうといふことになりまして、これはなまで検査をしていく、ぶつつけ本番ということになると思つております。それじゃ、もしその荷重試験に耐えられないようなものであれば、決壊するのは当然ですね。言いかえまして、今度の事件といふものは荷重試験をやつておる段階で、荷重試験のために貯水した、その貯水が満ばいになつたところではびんと折れた、こういうふうな解釈されるのでございします。そうするとこれは、動物実験もやらぬでいきなり人体実験で薬の効果を検査してゐるのと同じことで、乱暴さわるる荷重試験である、こゝろ言わなければならぬと思つてございします。

○古賀政府委員 適切な荷重試験がほかに見当たれば検討しなくちやいかぬと思つてすけれども、現在までの段階では経験的にそういうぐあいにやらされておりました。先ほど岡本先生の御指摘のようない問題はございしますので、これの問題をどう考えていくかといふことを検討したいと思つております。

○古賀政府委員 ゲートの各部分につきましては、それぞれ工場検査を行なつておるわけですが、たとえば先ほど申し上げました支柱が何トンの圧力が加わつた場合に安全かどうかという検査は受けておりますし、それからピンにしましても、所定の安全率を持つておるかどうかという検査は工場で行なわれております。ただ全体的に、組み立てたものが相当大きなものでございしますから、それらを一体に検査する方法、水圧をかけて検査する方法はどうすればいいかといふことがあるわけであつて、従来のテスターゲートの安全性が非常に確保でございまして、従来からこれによる事故といふものがなかつたものであります。したがつて、水門鉄管協会の設計基準の安全率四程度をとつてあれば、直接荷重試験をやつても差つかえないのじやないかといふような観点もあつたかと思つております。

○岡本(監)委員 そうすると、この完工検査の合格書を未発行の段階で水をためたといふことは、これはもういままでもいつもやつておること、それは検査のためである、やむを得ないことなんだ、だからこれは合格書を受けておらないで洪水を始めたといふことについては、関電側に何ら瑕疵はない、こういうふうなおことばでは受け取れませんが、そう受け取つてよろしゅうございしますか。

○古賀政府委員 適切な荷重試験がほかに見当たれば検討しなくちやいかぬと思つてすけれども、現在までの段階では経験的にそういうぐあいにやらされておりました。先ほど岡本先生の御指摘のようない問題はございしますので、これの問題をどう考えていくかといふことを検討したいと思つております。

○岡本(監)委員 そういたしますと、そういうことについての十分な理解の上で新聞報道が行なわれるといふのですが、記者諸君がそれぞれ関電



側、地建側にたずねていつて、そんなものを合格書も出しておらぬうちに水をためたんでけしからぬといつて、いや片方は片方で慣例でやつてい

るのだ、こういうふうなことであります、われわれもいたしすすと、どつちもいふんいかにげんなことをやつて、どういふふうを受け取れます。それで実質的に私どもは——しかしながらこの検査にいたしましたも、とにかく私たちがこの新聞なんかを見て感じますことは、どうもなれ

合いの運営が行なわれておる。そしてたとえていえば、われわれでありますと、完全な合格証とか資格を書類で役所からもらわれない限りは実質上その使用ができません。たとえば私は病院をやつておりますが、病院なんかでも消防署から完全な検査を受けなければ使用が始められない。また個人でいけば運転免許証をもらわぬことには自動車の運転をできない。自動車にいたしましては、車体検査証なしには自動車の運転ができません、車体だから小さな自動車、個人の自動車の運転という

はずです。だから上のほうでそういうものが出ておるといふことは私どもも不可解でございますが、そういうことがどうも運営がなれ合いた、さすがに電電さん、日本で法人所得税のトップがセカンド

トップ、何といひますか、日本銀行がトップで電電さんが二番だといふやうな、法人所得税のトップがセカンドに頭を並べるやうな方でありまして、役所なんか眼中にない。だからそういうふうな文書ももらわれないでも平気でダムの無免許操作をやる。われわれでありますと自動車の運転免許をやられたらかなわぬから、忘れたらどんなことがあつても運転免許だけは取りに帰って自分のポケットに入れなければ自動車の運転はいたしません。そういうやうな、やつぱり片一方は会社の大きな組織を背景に平気で無免許運転をやるし、また役所のほうもそれを平気で見過ごしてきて、それを慣例として見過ごしていたことはいわ

けに、そういう荷重試験は水をためなければいけません、そういうやうな弁明をなさるといふことになってまいります、これは非常に運営がルールであると言われ、これは非常な大臣、しかたがないのじゃないかと私は思います。そういうふうな両方のルールが中間検査のルールさにもなる。私はそのことが問題だと思つて、あるいは中間検査のいろいろ報告なんかを見る、その見る目もルールになって、ここから出てきておるのだ。関電のやつておることだからぐつとまかせておいたらだいいやうぶだ、こういうことでですうやう文書や報告書いろいろなものが入り込んで出ていく。そしていま工場でもいろいろ材料検査が行な

われておる、たとえばアームがこれで十分な硬度を持つておるかどうか、あるいはまたピンがどのような安全率を持つておるかといふことを工場検査してあるかといふ言ひますけれども、工場検査はしてあるのかしてないのか。ピンの検査なんかは、その構造を見ますとピンが一番重要なんです、そして破壊した——いまの局長の説明によりますとピンが飛んでいるのですよ。だから六百四十八ト

ンという水圧が両端のピン二本にかかっているのです。そのピン二本に六百五十トンの水圧がぐつとかかつて、それを絶えず受けていなければならぬやうなピンについては、それはもう念の上にも念を入れてそれが安全であるといふことを確認しなければいかぬと思つておる。だからそういう点についてどの程度の検査をやり、どの程度の監督をやられたか。検査を会社で工場で行つておることを当然建設省のなにか立ち会わなければならぬと思つておるのですが、そういうことをおやりになつて

いるのか、おられないのか、やつた報告が出ておるのか出ておらないのか、そういうことを私は伺ひたいのです。○西村国務大臣 これはいま言つたとおり建設省の監督というものは河川法の三十条によつてやりますから、電気事業法の監督もまた二重にかかつておることになる。いま調べたものを見ますと、通産省の關係の大阪通産局、これは途中でたびたび行つておる。建設省の監督がたびたび行つておるのか行つてないのか、まだこれはわからぬのです。最後の二十六日の検査には行つたのですけれども、最後の前に工場試験へ行つたのか行かないのか、ちよつとまだわからないのです。いずれにいたしましても、最終の荷重試験といふものは、ものによつてはできないものがある。だからその荷重試験をやつて合格とするのが、ものによつては荷重試験といつたつてできませんよ、試験じやない、実働になりますから。その辺の区分といふものは、私の聞くところではどうもはっきりして

いないのです。ただ私はいまもう少し調べてみたのは、大阪通産局の人はこれは電気事業法で行かなければならない。これは電気の発電所だけではありません、ダムのほうもやつぱり電気工作物の事業に含まれておるからそれは行つておるらしい。そのときにどういふやうなデータが出ておるか、建設省の係官が、監督官が材料試験に行つておるのか行つてないのか、この点はまだわかつてないのです。したがうして今後もう少し調査をいたしまして御報告申し上げたい、私はかやうに思つてございまして、事次第によつては荷

重試験はできないものもあるのだ。荷重試験をしなれば通らないのだといふことになりますれば、実際問題としてできないものがあり得るわけですが、すべてのものにあるわけでは、したがうして、その辺のけじめはどうもはっきりしていません。もう少し私には不安、不審なところがあるのですが、それはちよつと私はここで言うのをはばかります。なぜかと申しますと、いま警察当局がこれを調べておる最中でございまして、ものが引き揚げられないのは、まだ現状を動かすことができないのです。刑法上の過失致死罪の問題もありまして、したがうして、私の所見をここで簡単に申し上げると誤解がありますから、もう少し慎重に調べてからと、かように私も思つております。○岡本(應)委員 いま河川局と通産省、見えて

います。通産省と建設省両方から、いま言つたやうな工場材料検査をやるときに、それぞれの係官が当然立ち会われるべきだと私は思ふ。構造的に一番重要な少なくともピンとアームについては、どんなことがあつても事故が起こらないやうに十分な硬度を持つておるやうに、材質検査のときに立ち会つて、その報告がきちつとその過程で行なわれておらなければならぬと思ひますが、その点いかがでしょう。○安達政府委員 ただいまのメーカーからのいろいろな材料の検査には、通産局の担当官は、今回のケースにおいて立ち会つておりません。そうしてこれは発電設備のうちでもっともデリケートなものといひますか、質的な条件がうるさい火力の設備などにおきましては、一部製作段階でそういう資材の材質なりあるいはそういう面での工場検査などに立ち会つておるケースも場合に

結果がはっきりしてまいりました。昨には、当然そのような途中のメーカー段階での検査などにもあるいは立ち会うというような方式を確立しなければいけないかと考えております。

○岡本(陸)委員 これはどうも発電ダムでありまして、直接の監督は通産省だ、だから建設省はあまりそういうものに立ち入るのは遠慮するのだというので、通産省が行っていただけないくらいなら建設省はもちろ立ち会っていただけないと思っております。しかしいま局長からもお話があり、また大臣からも、とても荷重試験なんというものはできるものではない。おっしゃるとおりです。私もそう思うのです。だから、ぶつけ本番が荷重試験になるといふことになって、その荷重試験に耐えられない、試験に落第したら大災害が起これるということになるのです。そんなものは荷重試験でも何でもありません。これは本番なものです。そういう意味で、工場における検査というものが一番大切な荷重検査にかかわるわけです。ところが、いまの話でありますと、係官は立ち会っておられない。それでどういふ検査をやりましたか。どういふテストをやった、どのような成績でございましたか。報告が出ておりますか。

○安達政府委員 普通、洪水検査の場合には、もちろん洪水のために必要な各種の検査が行なわれるわけでございますけれども、そのうちの特にゲートなどにつきましては、ゲートあるいは放流管などの材料なり施工方法などを検査して、先ほど申しました省令で定められております水力設備の技術基準、それから先ほど建設省で言われました鉄管協会等の技術基準と内容は大体同じでございますが、そのような技術基準に合致しているかどうか、定められているような材料を使用しているかどうかを確認することになっております。これは大体メーカーの、鉄材、鋼材でありますと、製鉄業者のやりました試験成績表、これはJISの制度による検査方法による検査の成績表が全部ついております。こういうものは全部現場において整理されておりますので、こういうものを文書に

よって確認するとともに、戸当たり、先ほどのダム本体とゲートとの接触部分でございますが、戸当たりあるいは固定部などにとりば本体が適正な据えつけが行なわれておるか、これは現場の確認ができません。それからそれらを検査いたしましたして、工事計画どおり行なわれておるか、どこでそれからは無荷重、負荷のない、水のなかをいまして、その場合に巻き上げ機のモーターにいわゆる設計どおりの数値以上の負荷がかかるかどうかということによって、いわゆる戸当たり部分の過度の摩擦があるとかあるいは異常な振動があるとか、そのようなものがないことを確認することになっております。なおその場合、動力設備につきましては、もしもの事故の場合などを想定いたしましたして、予備動力設備による検査もあわせて行なっております。設計どおりのスピードで上げ下げができるかどうかの検査をいたしております。

〔委員長退席、廣瀬(正)委員長代理着席〕

○岡本(陸)委員 問うていることにびしっと答えてください。そんなことを私は聞いていないのです。一番大事なピンとアームの検査をやるときに工場で立ち会っていないというのなら、そのピンとアームについてどんなテストをやったかということの報告が出ていないか聞いています。

○安達政府委員 先ほど御説明しました材料についてはいわゆる文書による検査、それをいたしておるだけでございます。

○岡本(陸)委員 それではその材料について出てきた報告書をきょう私に私のほうに出してきてください。私は、材料については会社からそのピンを持ってきて、そのピンについて何らの検査をおそらくやっていないんじゃないか、こう思うのです。だから、その一番かかぬものについて検査が十分でなかったからこんな事故が起こったんじゃないか。今日ではいろいろの検査について、たとえばそれは鍛造でつくるとか鋳物でつくるとか私は知りませんが、とにかくでき上がった

ものの密度にどこにも不均衡がないということではなければいけません。そういうことを調べるためにはアイソトープを使ったりレントゲンを使ったり、いろいろのことをして調べる方法もできています。だからアームにしても、六本くらいアーム、そんなものは、すつとレントゲン、アイソトープで調べるのだから何でもないことだし、あるいはまたピンなんかことに小さいのだから、検査するのは何でもないのです。また、私は技術上のことは存じません。しかし鋳物でつくると鍛造でつくったほうがじょうぶに違いないと私は思っております。ですから、こんな重要なピンなどは鍛造でつくるといふことでなければいかぬと思っております。だから、はたして鍛造でつくられているのか鋳物でつくられているのか、そういう点についてもあなたのほうでできちんとした検査があるべきであって、強いが上にも強くするというふうにしななければいかぬと思っております。そういう点についてもあなたのほうでいまま

で業者まかせであった。関電にまかせ切っておった。今度は関電は関電で発注したところにまかせ切っておる。そんなものをつくっておるところは案外中小企業かもしれぬ。下請下請でいって中小企業でつくっておるかもしれぬ。そんなふうなことで下流にこれだけの何万、何十万という人口のあるところの河川が安全性が確保できるかという問題になってくるわけです。私はいま二人というよりも大臣からのお話を聞いて、これは通産省がやっておるのだ、建設省はどちらかといえば発電ダムについては従たる立場にあるのだということだったが、しかしながら大臣、この点は重要な問題ですよ。少なくとも河川管理者として河川の流域の住民を水害から守る、災害から守るといふ意味においては、河川管理者というものは徹底的な何かなんかやいかぬわけですね。それでかつてこの河川法が改正になったときも、これが動機だったのです。河川法が改正になったときは相模川のダムの操作が問題になったのです。河野さんが建設大臣になられて第一回の委員会だった。相模川のダ

ムの操作の誤りで一斉放流してしまつて、そのために七時間後に山津波が下流にきて釣りをしていた数人が死んで、それで川にくだり打ちに出ておった人が急に増水したために逃げ出されなくなつてくいにしがみついていたのを助け出したという事故があったので、これはおかしいじゃないか。相模川のダムは管理者は知事だ。そして河川管理者は知事だ、同時にダムの管理者も知事だ。そんなことでどうして監督ができるのだ。このようにダムがたくさんあちこちできてきたら当然河川法の規定の中にダムをどうするかという規定を入れなければいかぬということから、治水と利水がこのように姿が非常に変わってきたから、時代に即応したものにしなければならぬということ河川法の大改正になったのです。ところがいままた同じような問題が出てきておるわけです。発電ダムの管理については河川管理者の管理が十分に行き届いておらないということなんです。通産省にまかせ切らなんでしょう。そんなことで困るのです。これは何とでも河川の安全性というものは建設省でちゃんと管理してもらわなければ困る。通産省にまかせ切らして、通産省は業者にまかせ切らさず、業者は下請にまかせ切らさず、そんなふうなことで河川の安全性、ダムの安全性というものが保てますか。特にこの河川法の中にはダムに関する規定をたくさん入れてまして、そして、これについては河川法改正のときに、ダムの問題について、ダムの監督についていふん野党との間に意見が違つたのです。それでダムの操作についてはダム、河川管理者が命令できるよにせよということに私は主張したので、指示できることにしてしんぼうしてくれというふうなことで、これは上田整備本部次長が局長のときで、そういう指示がなかったのか。それでわれわれはそういう指示なんというふうなあいまいなことでは反対だということ、河川法のとくにダム管理についての問題でいふん議論したので、そういうふうなようにダムをつくる段階からかようなルー

なことでダムがつけられておるといふところ、今度の事故の原因がある。大臣どうされますか。こんなことをこれからも続けていくつもりですか。どうなんですか。建設省が業者の立場に立って通産省に遠慮しなければならぬことはない。ダムをつくる時とから仕上げる時まで終始建設省がきちっと責任を負ってもらわなければ、下流の住民は安心できません。そういう意味でこれは必要があれば法律改正もしてもらわなければならぬ。これは当然政令の改正もやってもらわなければならぬ。そういうダム安全確保のための政令をつくる、そういうふうな点について建設大臣いかがお考えになりますか。

○西村國務大臣 両方で監査の責任がある。それが強化されるならいいけれども、両方で遠慮し合っている。こういうあいまいなところは通産省も監査をする。その上に建設省も監査をする。強化されればいいけれども、非常に責任の所在といえますか、そういうところが弱点なんです。したがって、いましてこの点につきましてやはり建設省といいたしましては、もうたくさんなダムができておるのでありますから、十分ダムの管理につきましては、電気事業法でどうあるうとも、徹底的な責任を河川管理者は持たなければならぬという体制をとらなければならぬと私は思っております。私の言うことわかりましたか。(笑声)

○岡本(隆)委員 それでは通産大臣が最終的な責任をこの事故に対しては負うべきだとあなたおっしゃるのですか。  
○西村國務大臣 そうじゃないのです。法律では両方で監査をするということになっておりますから、非常に強化されておるように見えるが、それがあにはからんや非常に責任の所在が不明確になって両方も遠慮し合っておるといふような結果がややとすると生ずる。私も長い間官吏をやりましたからその辺のことはわかっておる。したがって、いましてそういうことが役所に反映するたいへんでございますから、河川に関する限りは河川管理者が十分責任をとる体制をつくりたい、かよ

うに考えておる次第でございます。  
○岡本(隆)委員 ところでもう一つお伺いします。このダムの操作を始めるときには、四十七条の規定によりまして操作規程をつくらなければならぬ、建設大臣の承認を経なければならぬということになっておりますが、この操作規程を建設大臣は承認されたかどうか。さらにまたその承認を経るときには知事の意見を聞かなければならぬという点になっております。京都府知事の意見をお聞きになりましたかどうか。その二点どうなっておりますか。

○古賀政府委員 操作規程につきましては、先ほど御報告申し上げましたように、四十七条に基づきまして五月十九日にダム操作規程の承認申請が閣電から出てきております。それで四十二年の六月二十二日にダム操作規程承認申請が地建局長を経由して本省に到達しております。当然その間におきまして知事に意見照会しておるといふふうに考えます。それで六月二十八日ダム操作規程を承認いたしました。七月三日に地建に到達いたしました。おりましたが、関西電力にはまだ未交付でございます。

○岡本(隆)委員 そうすると、そんな未交付の状態がダム操作をしておる。これは通産省どうなんですか。そんなことはすべきことじゃないですよ。こんなことは法律を完全に無視しているじゃないですか。操作規程をひとつ御承認願いたいと申請をした。その申請はなるほど順に上上がった。下におりていく途中であった。おりにいく途中であつても無免許のものですよ。操作規程もまだ許可されておらぬのにダムの操作をしたというふうなことは、これは自動車の無免許運転と一緒ですよ。そんなことやらしていいですか。通産省がそんなルーズなことをやるからこんな事故が起こるのである。大体すべてが無軌道というよりしかたがない。こんな法律、規程は要らない。何でも好きなようにしたい。そういうことをやるからこういう事故の原因になる。法律の執行者たちがでたらめな法律の運営をしておつて、それで

もって秩序が保たれますか。  
○安達政府委員 電気事業法の系列におきましては、河川法のダム操作規程と大体同じような内容の規程を保安規程として会社が定めて、これを通産大臣に届け出ることになっております。この保安規程はダムの一つごとにつくられて、届け出るわけでございますが、これはダムを使用する前にということになっております。また、電気事業法の系列では竣工にはなっていないわけでございます。これは、ダム自体はできましても、潜水検査までは終わりましたが、あとこれから後にいろいろ電気関係の諸施設なりゲートなりの有荷重試験なり、そういうことをやりまして初めて電気工作物としての竣工ということになるわけでございます。それがあつて初めて電気事業用の電気工作物として使つてよろしいということになるわけでございます。それを本格的に使うまでにその保安規程を提出する、届け出るといふたてまえになつておりますので、間もなく関西電力から出てくる時期ではあるうと思つて、ただいままだダム操作規程の内容の保安規程は提出されておられません。

○岡本(隆)委員 河川法によりまして操作主任を置かなければならぬということになつておりますが、これは操作主任がすでにおつたのかどうか。それから、このときにダムを操作した人、名前は何という人か、新聞には出ておりましたが、それは操作主任でないのか、その辺いかがなつておりますでしょうか。  
○古賀政府委員 ダム操作主任は未確定でございます。届け出はあつておりません。

○岡本(隆)委員 これは建設大臣どういうことですか。何といつても、これは操作しているのですよ。そして、流木が来たから——水が満ぱいになった。私が通りましたときには、少しゲートをあげまして、そこから水がきれいに噴水のように出て、横に飛んで、放流されておりました。それで車をとめてみたかったですけれども、急いでおりましたから、車をとめずに行きました。とに

かくばあつと放水されておりました。そうしてダムの放水をしておるところに流木がたくさん来たので、一部ゲートをあけて流木を流したいというので、なにを締めて——しかも、どうして流木を流すつもりだったのか知りませんが、とにかく流木というのは上に浮いたものですよ。上に浮いたものは、ゲートをあけなければ、流木は流れませんよ。ここから相当の水が流れることになるわけなんです。そのことには別として、私から言わせれば、いま流木がたくさん来たから、流木を流すためにダムをあげようと思つた。それでいま四門とも少しあけていたわけですよ。水を飛ばしていたわけですよ。ところが、たくさん一つのゲートから流す必要があるから、ほかのを全部締めて、一本だけうんとあけるつもりだったんですよ。そして流木を流すつもりだったんですよ。そんな流木は、水門をあげて流木を流すだけのことやれば、下流に急速な大きな増水が起つて、おまけにそこへ流木が流れていく。そういう危険な操作にいまから入るといふ段階だったわけですね。そこで飛んだわけですよ。ところが、そういうような急激な増水が起つたときには、すでにサイレンを押ししていなければいけません。そのダム管理者が、流木を流すということなら、満ぱいにならなければ流木は流れませぬ。しかも、流木を流すということが下流にとつていかに危険なことかぐらひは、これは川をちよつと知つている者なら当然わかつておることです。そういうようなことをやるのに、サイレンも何も押さずにそういう操作を始めておるのです。そうして事故が起つてからサイレンのブザーを押ししているのです。なるほど新聞の報道を見ますと、事故の起つた後の警報操作は非常に適切であつたと京都新聞は報じておられます。新聞だけですか。それを書いておるのは、ほかの新聞も見ておる段階では、警報車が走つた、サイレンが鳴つた、ということを書いてなかつた。私は、あつてサイレンも押ししてないのではないか、あるいはサイレンもできておらなかつたのではない



か、こう思っておつたのです。ところが、サイレンは押された、同時に警報車を出してずっと周知徹底をやったので、被害者は一人で済んだ。これはその方にはお気の毒です。しかし不幸中の幸いです。五十人ほど川におりていたのが、一人で済んだのですから、これは非常な不幸中の幸いです。しかしながら、それは、吹っ飛ばなければならぬことなす。吹っ飛ばすに流木を流したらどういうことになったか。そのときには、無警告にざあっと山津波がおりてくる。それは吹っ飛んだときには一挙に出ますが、ゲートを上上げるのにちよつと時間がかかります。それにたつて、ゲートをあげたらざざざざと来ます。そういうようなことになるのにサイレンを鳴らしてないのですよ。

そして、いま局長に聞けば、ダム管理者は未確定だ、おらなかつた。それはダム操作の専門家が知らないのですよ。河川法をその人は知っておつたか知らなかつたかわからぬです。ダム操作の規程はまだ受け取っておらぬ。だから、操作規程というものはそのダムにはないのです。だから、その操作をした人は、操作規程も何もなしに、ただちよつと水のためにおらぬときの動かしようを知つておつたから、水のためにおらぬときも、水のためにおらぬときも、動かしようは同じだと思つて動かしただけかもしれない。

そういうことになる、私は専門家じゃないから、現実にはダムを操作したことないから、知りませんが、しかしながら、考えてみても、そんな流木を流そうというふうなことを考えること自体が大きな間違いですよ。局長、そうでしょう、私の言う意見に間違いありませんか。

○古賀政府委員 お答え申し上げます。

実は流木を流すというのではなくて、第三号ゲートが三センチあいておりまして、それを締めまして、第四号ゲートの上のほうに、高さが二メートル、幅が四メートルのじんかいゲートというのがあるわけです。そのじんかいゲートからじんかいを流そうとしたときにその事故が起こつた

というのでございます。だから、ダム全体をあけたわけではないのです。そういう流木を流すときに、ダム全体をあけるわけではなくて、じんかいを流すために流木ゲートと称するものがありまして、そこから流すわけでございます。その流れる場合には流量は比較的小さいものでござい

○岡本(應)委員 そうすると、第三号ゲートは締めて、じんかいゲートをあげようとした瞬間に起こつたのだ、こういうことですか。

○古賀政府委員 そういうことです。

○岡本(應)委員 じんかいと流木とどう違うのですか。流木を流すと新聞には報じていますが、それは新聞の報道の誤りであつて、きたなくなつてゐるからごみを流す。しかし、川だから、大きな、太いごみもあるのだ、こういうことなんです。流木を流すというものは下流の人にとっては非常に危険なことですよ。

○古賀政府委員 通常、大きな流木につきましては、そこで引き揚げるということになると思ひます。先ほど説明申し上げましたように、流木ゲートは、高さが二メートル、幅が四メートルでございまして、大体においてじんかい程度あるいは流木でも小さいものということになると思ひますが、完全に小さい流木まで取つてしまふかどうかというところはちよつとわかりませんけれども……。

○岡本(應)委員 建設大臣、いすれにいたしましても、それも一つのダム操作でございます。そういうようなダム操作を、操作主任なしにやつてゐるのです。ダムについての専門家なしにやつてゐるのです。そんなことは、これはものすごい河川法違反ですよ。そういうことを建設省は見過してお

か。それではこれはだれの責任ですか。操作規程の渡らぬ間にそういうふうな貯水をするのを黙認しておつた建設省の責任なのか、あるいは操作規程もできていないし、操作主任もきめておらないのに、操作の専門家でない——だから命令を受けておらぬわけですか。ハンドルくらいは、操作主任の命令を受けて、だれが動かしてもいいので

すよ。しかし、それはやはり専門家の指令を受けてやらなければならぬ。それじゃこのダムの所長はすでにきまつておつたのですか。ダム管理者はきまつておりましたか。そのダム管理者がきまつておつて、ダム管理者の命令で何をやつたのですか。そうするとダム管理者は操作主任を任命せずに、操作規程も持たずにダムの操作をやつたということになりませんが、そうすると、これは非常な責任ですよ。とにかく、操作主任をつくらなければならぬというところは、きちつと河川法の五十条の「管理主任技術者の設置」というところで、ダムを設置する者はその管理主任技術者を置かなければならぬ。そして、置いた場合には、それを建設省に届けなければならぬということになっておるのです。そういうことも何もせずに、現実にはダムの操作をしてゐるのです。だからこれは河川法違反で、ダム管理者が今度の事故の最大の責任を負わなければならぬ。それでは、そのときのダム管理者はだれですか。

○古賀政府委員 関電の報告によりますと、ダム管理主任技術者というのは、石田さんという方が関電の内部で命ぜられておるようでございます。その下に中村操作員という方がおつて、現実に操作をやられておるというふうなことでござい

〔廣瀬(正)委員長代理退席、委員長着席〕

ただ管理主任技術者の具体的な事務手続はまだ終わつていないというのでございます。

○岡本(應)委員 それでは、石田という主任になる予定者は、そのときに現地に行つておつたのですか。

○古賀政府委員 現地におりました。

○岡本(應)委員 現地におつても、これは無免許運転ですよ。そうすると、これは明らかに五十条違反です。三十条にも違反をしてゐる。そういうふうな幾つかのことが重なつて、それをお互いに既成事実だ、いままでも始終やつてゐる、慣例に従つてやつてゐるんだというふうなことでなれ合

す。しかもこのなには、そのアームやピンの一番重要な——今度折れたピンですね、いまの報告によれば、これはピンが折れたにきまつております。その折れたピンをつくつたときには、その材質の点にも何にも、検査のときには立ち会つてもおらぬ。ピンの硬度、安全性というものは全然測定もしてない、こういうふうなことでダムをつくるから、こういう事故が起こつたということになると思つておつた。だからこれは、いまも大臣がおつしやいました、両省にまたがつておるからいかぬ、建設省はこれから遠慮しません、これは、これからきちつとしたところのなをやつていた

な、だかなければいかぬ。あとでまたもう一つ問題点を出しますから、それと一緒に、これは制度的なものをきちつと確立をしていただかなければいかぬ。

そこで、もう一つお尋ねをいたしますが、そのダム本体の問題です。ダム本体の建造中にどれだけの検査をやつておられるか。たとえば赤坂見付のところでも首都高速がつくつた、鉄筋を抜いてあつた、西松建設がどんどん鉄筋を抜いて、骨抜きの高架道路をつくつたというので、一時間問題になり、この委員会でも問題になりましたが、それでは骨抜きダムの本体をつくつたらどうなりませうか。だから、このダムは全然骨を抜かれておらぬというのを、後世にはつきり残せるような検査が行なわれてゐるから行なわれておらぬか、それをお伺いします。

○古賀政府委員 ダム本体につきましては、当初岩盤検査を実施いたしました。岩盤検査は通産省と両方立ち会ひして行なつたわけでございます。その後の中間の段階において、私のほうは検査は行なつておりません。ただ、先ほど申し上げました完工検査の段階におきまして、写真等によりまして、どういふうぐあひに行なわれておるかというのを確認しております。

○岡本(應)委員 いまの写真はぜひとつておいていただかなければいかぬと思ひますが、しかしながら、やはり鉄筋でも、写真だけでは十分確認で

きない私は思うんですよ。だから、鉄筋を写真で数を数えなさいといったって、これはなかなか数えられせんよ。現地へ行つて数えれば数えやすい。だから、そういう意味では、やはり中間検査を何回かたんにやっていたかぬと、アームやピンでゲートが飛んだ、もし圧力に耐えかねてダム本体が崩壊してごらんない。これはもうそれより以上の大惨害が起こりますよ。そういうことがないようにするために、その点建設省は、河川管理者として十分そういう検査もやるようにしていただかぬと、これは通産省の発電ダムだから、建設省はあまりくちばしを入れたらいかぬ、こんなことでは困る。だから、ダムの構造に関する規程、それからまた監督に関する規程、こういうものをきちんとつくって、河川管理者がこういう形で監督し、こういう形でなければダムの建設は許可いたしませんというふうな、たとえ道路構造令があるように、ダムの構造についてもなくちやいかぬと思ひますから、その点ひとつ建設大臣にぜひ配慮していただきたい。

それで私は、このテンターゲートにつきましました。私もダムを、テンターゲートを見にも行きました。しかし、ここまでこまかいことを——こんなものがこわれるなんて思つてませんから、そんなこまかいことまで見てこなかつた。そこで、ゲートが飛んだと聞いたときに、どうしてそんなものが飛んだか。おそらくみぞの中に入つていてに違ひない、こう思つたわけですよ。両端が、ダム本体の中に水をえぐつてみぞをつくつて、そのみぞの中でもつて上がつたり下がつたりしておる、こう思つたわけですよ。だから、みぞの中にあるものが、かりに飛ぶというふうなことになるれば、ゲートそのものが折れなければ飛ぶはずですね。どうして飛んだかと思つておりました。ところが、新聞にテンターゲートの構造が書いてあります、なんとみぞなしなんです。だから、ピンが折れたらばんと簡単に飛ぶようになっておるのです。あれを受ける側に、うしろ側です、向こうから水が来ておる、ゲートがある、ゲ

ートのこちら側に、たとえ三センチでも五センチでも、ダムの本体を突出させておいて、ぱつと来たときに、がちと受けとめるようにしておけば、つまりみぞになるわけですね。向こう側はみぞは要らぬかもしれせん、水圧のかかる分は、しかし、こちら側には受けるものがあれば、ダムの本体が受けられるような構造にしておけば、かりにピンが折れたとしても、ぱちんとすぐそれでとめられて、もう飛ばないんですよ。当然そういう構造でなければならぬ。ところが、もうピンの安全性にたより切つて、それで飛んだのです。自動車坂道とめるときには、まずサイドブレーキを引きます。それだけでなしに、エンジンブレーキをかけます。それでもいまのジョイントが折れたり、そういうことのためにするようないかぬか、車にかかぬから、車に歯どめをかける。どの車でもこのごろみんな歯どめを持っております。その上、そういうふうなことで、坂道に自動車一つとめるのさえ必ず歯どめというものをかけるので、だから六百五十トンの水圧を受ける、六百五十トンという圧力はものすごい圧力です。そんなもので絶えず押されておるのをピンだけでいつも受けておる。それは一つ間違つてピンが折れたときにはどうするのかということでは当然考えておかなければいかぬですよ。だから当然そんなものは常識として、しろうとの常識でみぞの中にゲートが入つておるものと思つておりました。ところがみぞの中に入つておらぬですよ。それがこの事故の最大の原因です。ピンが折れるということはいかぬで、これを考える必要がなかつたら検査も何も要らぬですよ。そのための圧力検査やから、荷重検査やから、荷重検査ということでは折れる心配があるということですよ。だから折れる心配があるなら、それなら、もし折れたときにはどうするかという二段のかまきがなければいけません。絶対折れませんが通らぬですよ。そのためにはやはり構造上の安全性というものを、つくつておかなければいかぬ。それがいいんですよ。

これは初め、発電ダムというふうなものには小さいものから始まりました。小さいものから始まつたんだん大きくなつてきたのです。大きくするときにピンさえ大きくすればそれでいいのだというところで、構造の安全性をあまり考えずにだんだん大きくして来た。一体何トンの圧力まではこういうふうなピンで受けてもいいのか、こういうふうなゲートでいいのか、これよりももう一つ大きなやつになるかみぞの中に入つておるのです。たとえは天ヶ瀬とか、そういうものはみぞに入つておるのではないですか。大きなダムになるとみぞに入つておる。だからみぞの中に入れないと限界がきまつていないのです。何トンまでというのは法律上も何も規定がない。政令上の規定もない。そういうふうな安全性というものの制度上、法制上の安全性の規定がないから、だからこういう事故が起つてきたのです。したがつて今後は当然ダム建設についてはダムの安全確保に関する政令というふうな形で、材質の検査をどうやる、それから本体の検査はどういうふうにする、それからまた構造はこうでなければいかぬ、必ず歯どめをかけてそんなものは飛ばぬようにする、岩盤の検査もどういうふうにするかというふうないろいろなものを——現在では技術者の良識にまかせておるのです。だから技術者の設計にまかせておるのです。だから技術者がいろいろ力学的な、またどういふ学問か知りませんが、力学的な検査あるいは工学的ないろいろの考え方に基つて設計をしたら、その設計で安全だという考え方に立っているわけですよ。しかしこれはいかなる人にもやはり読み違い、計算違いというものもあるし、サルも木から落ちるということもある。だからそれでもなおかつ安全が確保されるというふうな、これだけのことさえすればもう絶対に安全だろうというふうなことを、あらゆる角度から考えたところのダムの構造の基準、こういうものを私はつくらなければいかぬと思つておりますが、大臣いかがお考えになりますか。

○西村國務大臣 技術上、日本の技術は相当に進んでおるのですが、こういう簡単なことが事故を起すようになってはたいへんだと思います。したがってやはりセーフティファーストでございませうから、安全第一でありますから、あらゆる場合にやはり安全第一を考えなければならぬと思ひます。したがつてそのピンの強度についてはセーフティ・ファクターが強くても、それはやはり間違ひがあることもあり得るということでございますから、さらに構造上の点につきましては、専門家の方々にも注意を喚起したいと思ひます。

いづれにいたしましても、河川管理者といたしましては、河川による被害、ことに人畜の被害というものは重大な問題でありますから、——電氣事業は使用者でございませう。河川を使う側でございませうから、河川に対する被害はあらゆる場合に河川管理者が責任を負わなければなりませんから、今度のこれを契機といたしまして、さらにダムの管理、それから検査の方法等、あらゆる問題につきましてひとつ検討を十分に遂げたい、かように考へておる次第でございませう。

○岡本(隆)委員 私がいま申しした河川管理者の責任体制というものを明らかにする、そういうふうな点で、これはもう必ずそういうふうな法制的な安全性のための方策をとつていただくように特別にお願いしておきたいと思ひます。

その次に、このダムをこれからどうするかという問題があると思ふ。このまま使わすのか、あるいは当分使わぬで置いておくのか、あるいはどういふふうに使わすかというふうなことでございませう。これは原因が明らかにならぬとわからぬというお答えが出るに違ひないのであります。しかし、やはり基本的な姿勢というものがなくてはならぬ。せつかくつられておる、これを少し改良して、それでいまの安全が確保されるというふうなことにした上で使われることになるのじやないかと思つてございませうが、建設省としてはいかがお考えになつておられますか。

○古賀政府委員 御指摘のように原因をはつきり

究明いたしました。どういふような点が欠点であつたかという点を十分調べてみたい。その結果、ダムの水門の安全性を確保することができるといふ措置を、できれば現在使用しているものをさらに改良いたしましてやうにしようと思ひます。それがきまるまでは当然ダムのゲートはあけたまま、自然流下のまま置かしたいと思つております。

○岡本(隆)委員 なお、こういうふうなダムもたくさんあるのです。ところで、日がたつておりますから、やはり日がたつて、アームなんかもそうでありまして、ピンでも腐蝕してくる。ではいままでつくとつたあとのアフターケア、それをどういふふうにやつておられましたか。年一回か半期に一回定期検査を、安全性について既設のダムではおやりになっておられるのか、おられないのか、その点はいかががです。その責任は通産省か建設省か、どつちがやるのですか。

○安達政府委員 御指摘の既存のダムのアフターケアというのは事実上あまりやらないやうでございます。今度の特にテンターゲートを使つていゝる事例は数は相当多いはずでございます。今度の原因究明の結果ともならみ合せて、やはり既存のダムの再点検などの点は別途検討しなければいけないと思つております。

○岡本(隆)委員 実は、先ほどお話をいたしておりました背中合わせの日吉町、そこに現在天若ダムといふのがあります。これはテンターゲートですね。あの天若ダムを埋没して、今度、より大きな日吉ダムをつくらうといふことになっておる。その天若ダムのダム操作で水害が起つて困るといふ下流からのいろいろな苦情が何べんもあつたものですから、私は天若ダムの構造を見に行きました。そのときに、天若ダムのダム操作をする人といふ話をしておりましたら、とにかく洪水で満はいておる話をしてあげたら、とにかくピンが飛んだら困るのでゲートをあけるのです、洪水になつて、あふれさらしたらダムがあふ

いからあけるのだ、こういうことです。あふれるほどの満はいての水で大洪水やというときに、そのダムをあける操作といふものは、ものすごくこわいといふのです。というのは、おそらく水圧でどつどつとゆれるのだと思つておるのです。ものすごくこわいものだといふことを言つておりましたのを私思ひ出します。それほどきつい水圧をそのピンが耐えているのです。ピンがささえておるのです。とにかくそれはこわい、おそろしいものだと思つておる。それだけの水圧をささえるようなピンを、私はそれがピンでささえられておると思ひなかつたのです。しかしピンでささえられておるとすれば、なるほどそれは危険です。いまさら私もその構造をもつと勉強して帰らなければいけなかつたと思つておる。長い月日—たとえば天若ダムなんか大正年間につくられておる。だから三十年も五十年も百年近くもなつてきておる。うなものが、月日の間に相当な腐食をしたり操作のたびに摩滅してくるということはありません。それは定期的な検査をやつておらぬ。私はせめて年に一回ぐらゐの定期検査はやられておるかといふふうに思つておりましたが、定期検査はやつておらぬ。自動車ですら二年に一回定期検査を受けぬと運動できぬのです。下流に何万という人間をかかえてその安全性をこれでおさえておるのですよ。その安全性をささえておる重大なダムのゲートに定期検査が行なわれておらぬといふようなルーズなことではござりませんか。そういうふうなルーズさが今度の事故の原因です。建設大臣、どうされま

すか。これはやはり定期検査もきちつとやる。これはもう通産省にまかすわけにいかぬです。建設省でやつて下さい。河川管理者でやつて下さい。河川管理者はきちつと定期検査をやる。こういうことをやつてもらわぬと、下流の住民は安心してダムの下に住んでおられませんか。それができないといふなら発電ダム全部運転停止してください。テンターゲートはもう全部当分お預け、全部使わぬ、こういうふうにしてもらわぬと下流の住民は安心してできません。これは一斉に検査をし

て、安全性が確保されて、その上でなければテンターゲートは使わぬ、こういうことにしていただくかぬと、下流の住民は安心してできませんが、建設大臣いかががですか。

○西村国務大臣 そういう議論は起つておる。私のほうもこれはいかぬぞ、やはりこういうことがあり得れば、あなたのお説のようにたいへん心配だ、どうすべきかという議論が起つておる。したがうして、検討してみたいと思つておる。

○岡本(隆)委員 通産省、異議申されませんか。いやおれのところで監督しておるダムを、そんなもの困る、通産省がそういうことを言われたら困ると思つておるが……

○安達政府委員 ダムのアフターケアの政府の検査は事実上従来は制度的にやつておらないわけでございますが、今後安全、保安確保のためにそういう道が開かれれば、これは当然今度の事故に対する反省として政府として検討しなければならぬことだと思つておる。この場合どうも通産省はあまり御信用がないやうでございます。これはやはり発電用の電気工作物の一部でございますし、電気工作物としてそれが社会的ないろいろな害悪を与えるようなことがあつては、これは電気事業としての監督上もゆるがせにはできません。そういう意味では、河川管理者としての河川法監督者の建設省とよく御相談の上、私たちも責任を十分果たしたいと思つておる。

○岡本(隆)委員 御相談の上で責任を果たしたいといふことは、通産省でやりたい、こういうことですか。

○安達政府委員 いいえ違います。そのようなことは考えておりません。このような保安の問題でいわけゆる権限争議的なそのような感覚は毛頭持つておりません。

○岡本(隆)委員 それでは、いまいろいろ議論いたしました議論の成果に基づいてきちんとした政令をつくつていただいで、それでもってダムの安全が確保されるようにしていただくと、それに対し

ては通産省も全面的な協力をしていただく、こういうふうにお願ひしたいと思つておる。

それでは、委員長、以上でダムの問題についての質問を終わりますが、近畿圏の保全区域の整備に関する法律案、これを私は担当して審査するやうにということございまして、これは楯より柄が太うなつたといふことで時間を食つてしまいましたので、あと簡単に保全区域の整備に関する法律案についてお尋ねをいたしたいと思つておる。——一時からこの部屋を公害対策特別委員会が使うやうでございます。そうしますと、いまから法案の審査に入りますともう時間が何ほもありませんし、中途はんばとなりまして、これはそんなに問題点がございせんし、法案の審査に入りましたらやはり三十分や一時間私もまとめていただかぬと審査らしい審査になりせんし、それから、きょうはこの程度にしたいので、それで金曜日に始めさせていただきますらどうでしょうか。

○森下委員長 承知いたしました。

○森下委員長 この際、委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

京都府下における和知ダム水門決壊問題について現地に委員を派遣し、その実情を調査するため、議長に対し委員派遣承認申請を行なうたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森下委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、派遣委員の人选、日時等につきましても、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森下委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は来る七日金曜日午前十時より理事会、午前十時三十分より委

員会を開会することし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

昭和四十二年七月十日印刷

昭和四十二年七月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局